

治山事業の実施相談について

事業名：治山事業

箇所：芦屋市奥山

工種：山腹工、谷止工、仮設工（荷運搬用索道や仮設道等）

実施予定時期：平成23～28年度

1 治山事業とは

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る事業です。

治山事業は、「森林法」に基づいて実施され、森林法で指定する保安林の目的を達成するために行う森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業です。

2 保安林とは

暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を目的ごとに指定し、森林の持つ多大な働きが失われないように、伐採を制限したり、適切に手を加えるなど、森林に期待される働きを維持できるように必要な管理を行っているものです。

保安林には目的に応じて17種類があり主な内容は以下になります。

水源かん養保安林・・・流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいでおいしい水を育む効果もあります。

土砂流出防備保安林・・・樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。

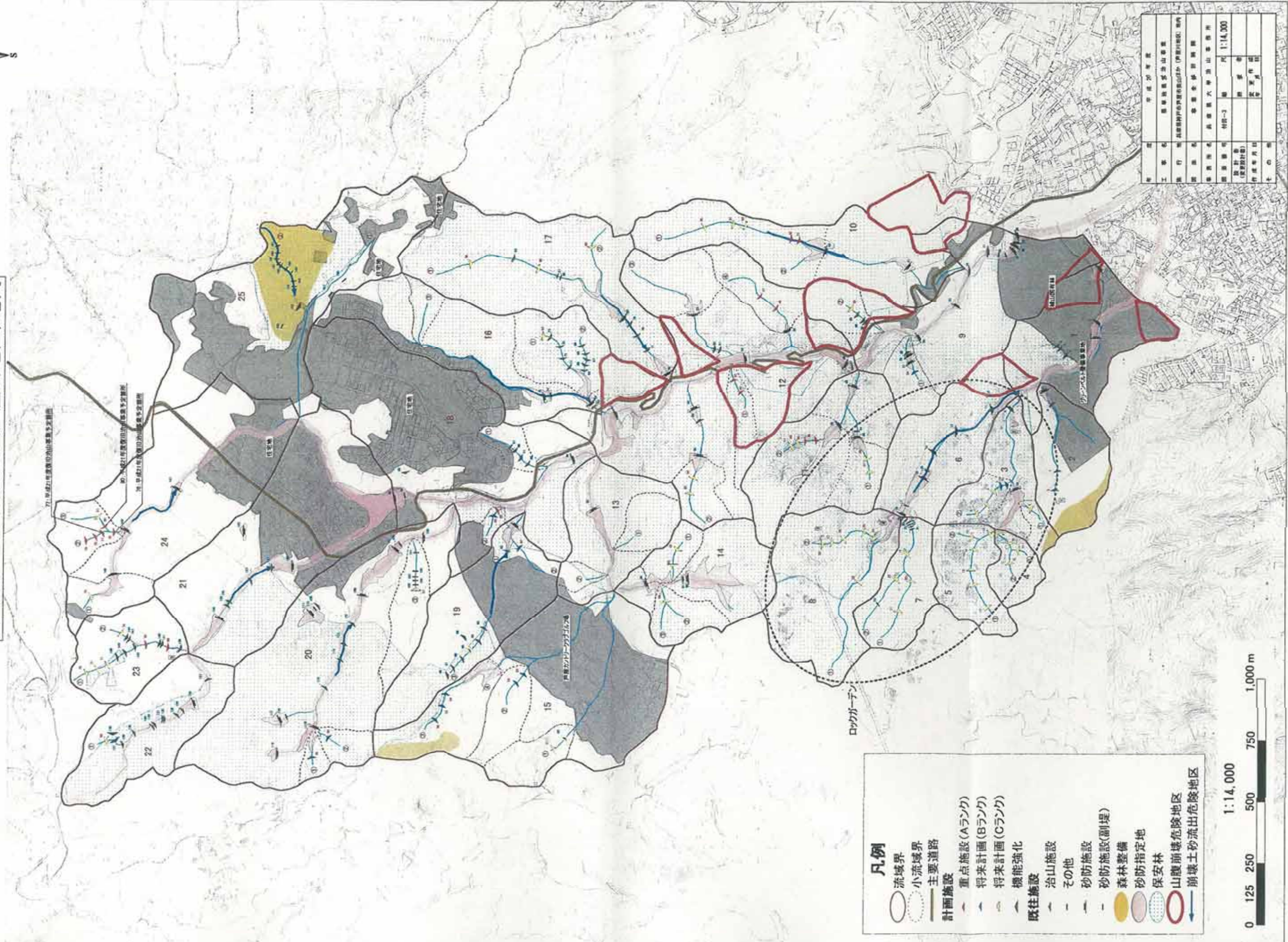
土砂崩壊防備保安林・・・山崩れを防ぎ、住宅等を守ります。

この他、防風や落石、航行目標や保健等があります。

治山・砂防事業イメージ図

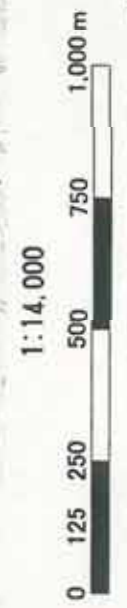


平成20年度 県単独県営治山事業
兵庫県芦屋市奥山ほか(芦屋川地区)地内

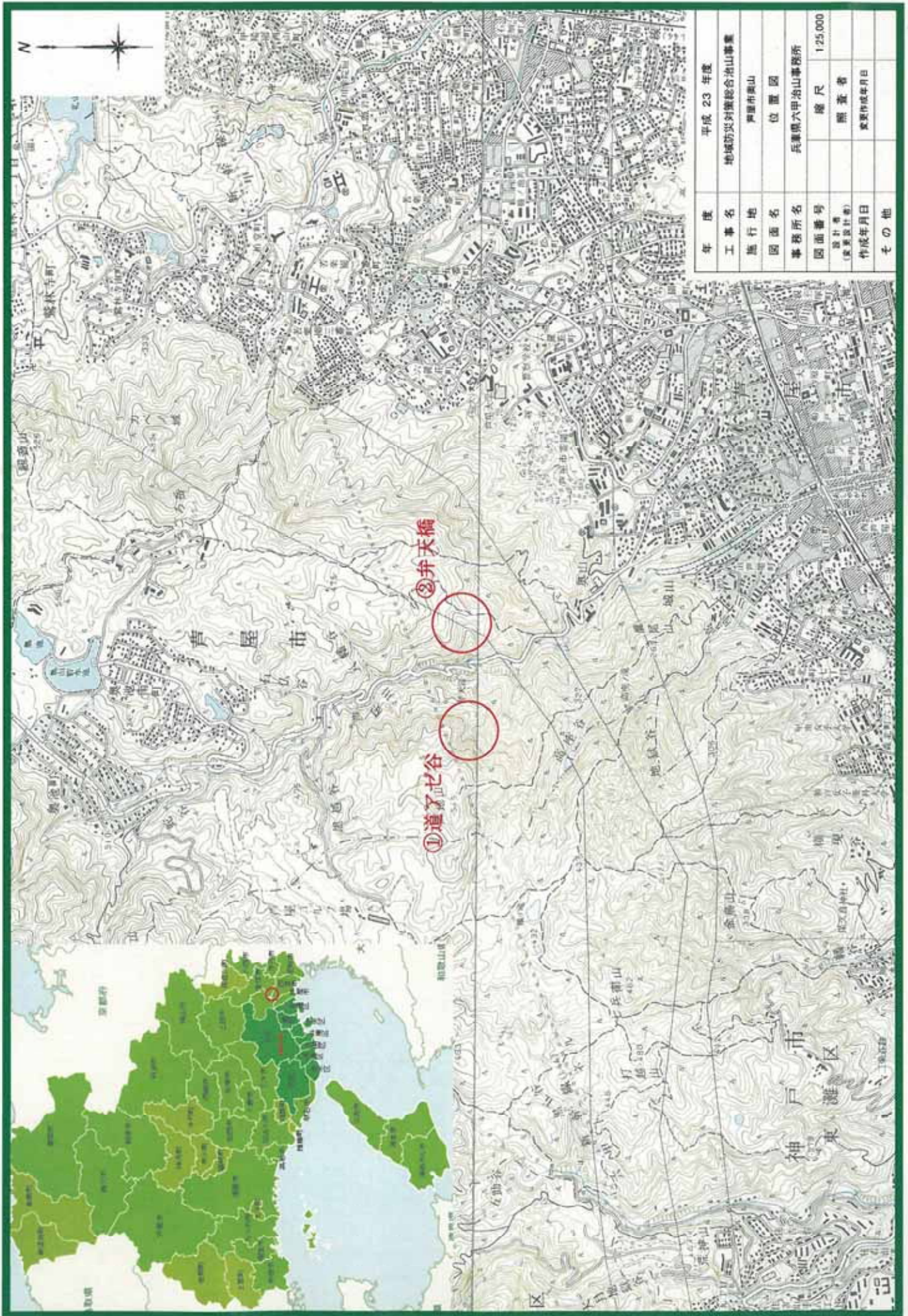


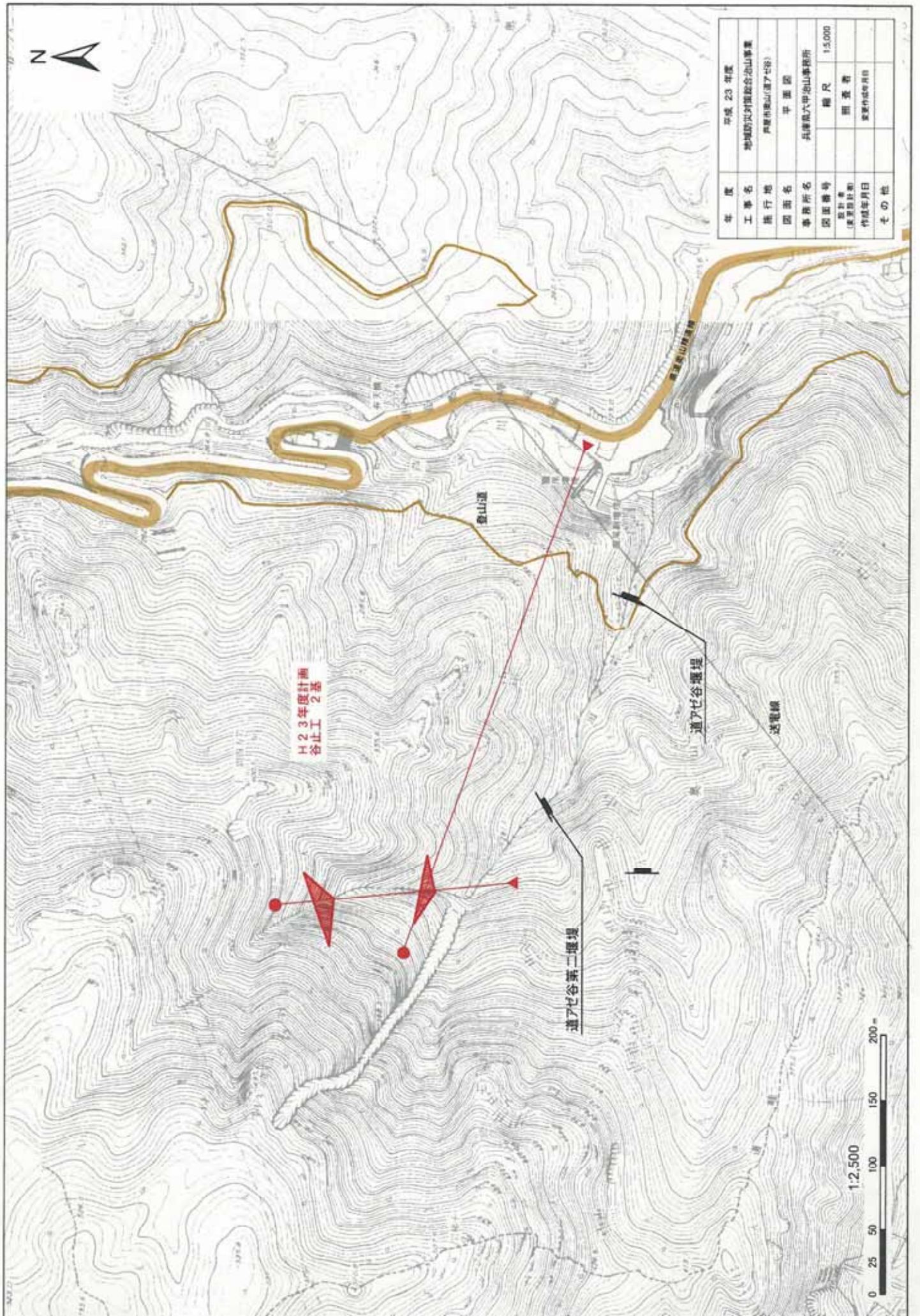
凡例

- 流域界
- 小流域界
- 主要道路
- 計画施設
- 重点施設 (Aランク)
- 将来計画 (Bランク)
- 将来計画 (Cランク)
- 機能強化
- 既往施設
- 治山施設
- その他
- 砂防施設
- 砂防施設 (副堤)
- 森林整備
- 砂防指定地
- 保安林
- 山腹前縁危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区



年度	平成20年度
事業名	県単独県営治山事業
実行地	兵庫県芦屋市奥山ほか(芦屋川地区)地内
事業種別	事業全体計画書
事業種別	流域別事業計画書
図面番号	村内-3
縮尺	1:14,000
図面作成	国土院
作成年月日	平成19年



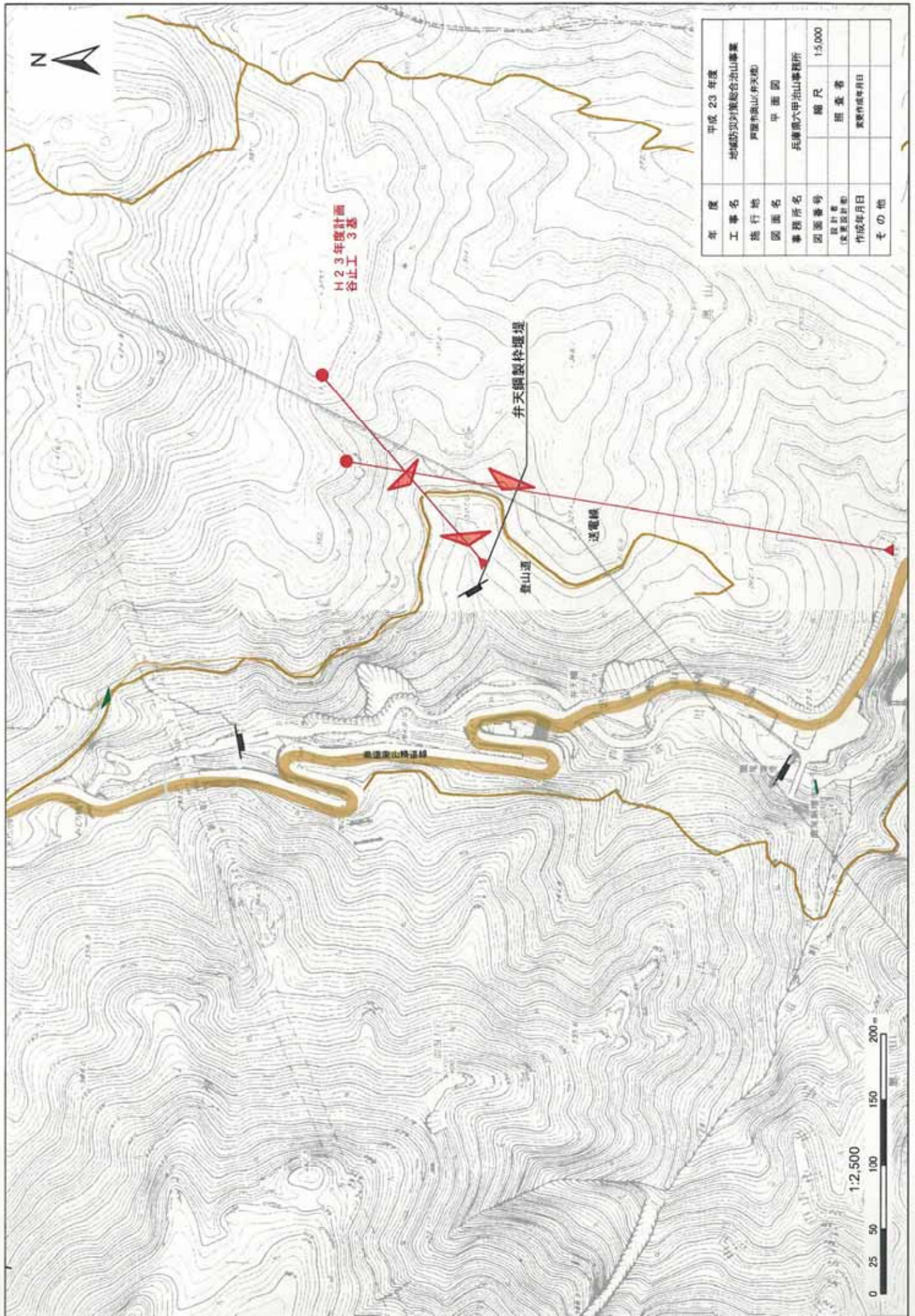




P1020620②荒廃状況



P1020629③溪岸浸食



年度	平成 23 年度
工事名	地域防災対策総合治山事業
施行地	丹波市丹波山(丹波地)
図面名	平面図
事務所名	兵庫県六甲治山事務所
図面番号	縮尺 1:5,000
図面枚数	担当者
作成年月日	業務作成年月日
その他	

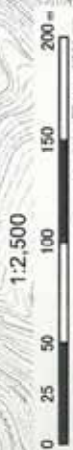
H23年度計画
谷止工 3基

弁天鋼製棒堰堤

登山道

送電線

丹波山崎道路線



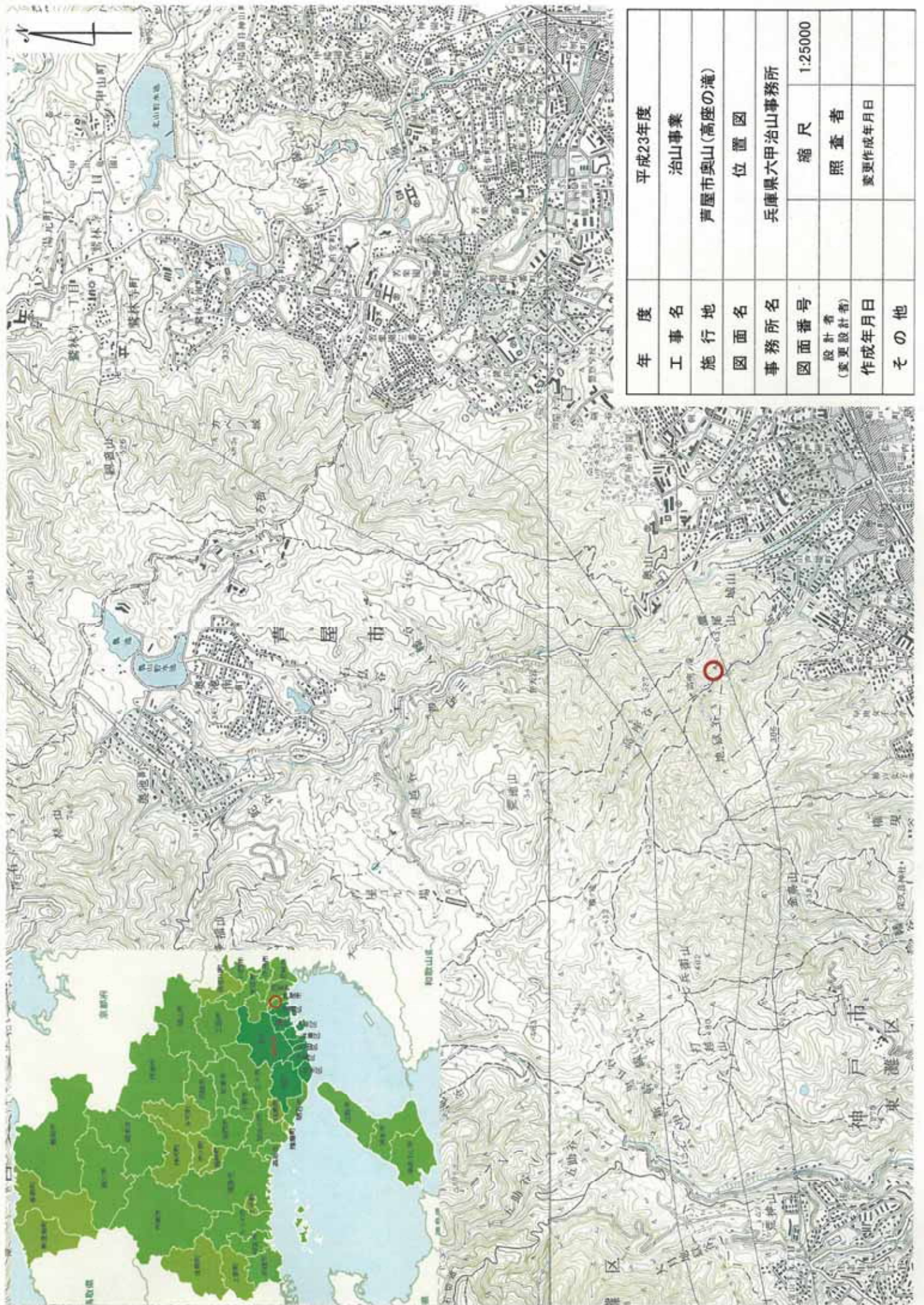
1:2,500



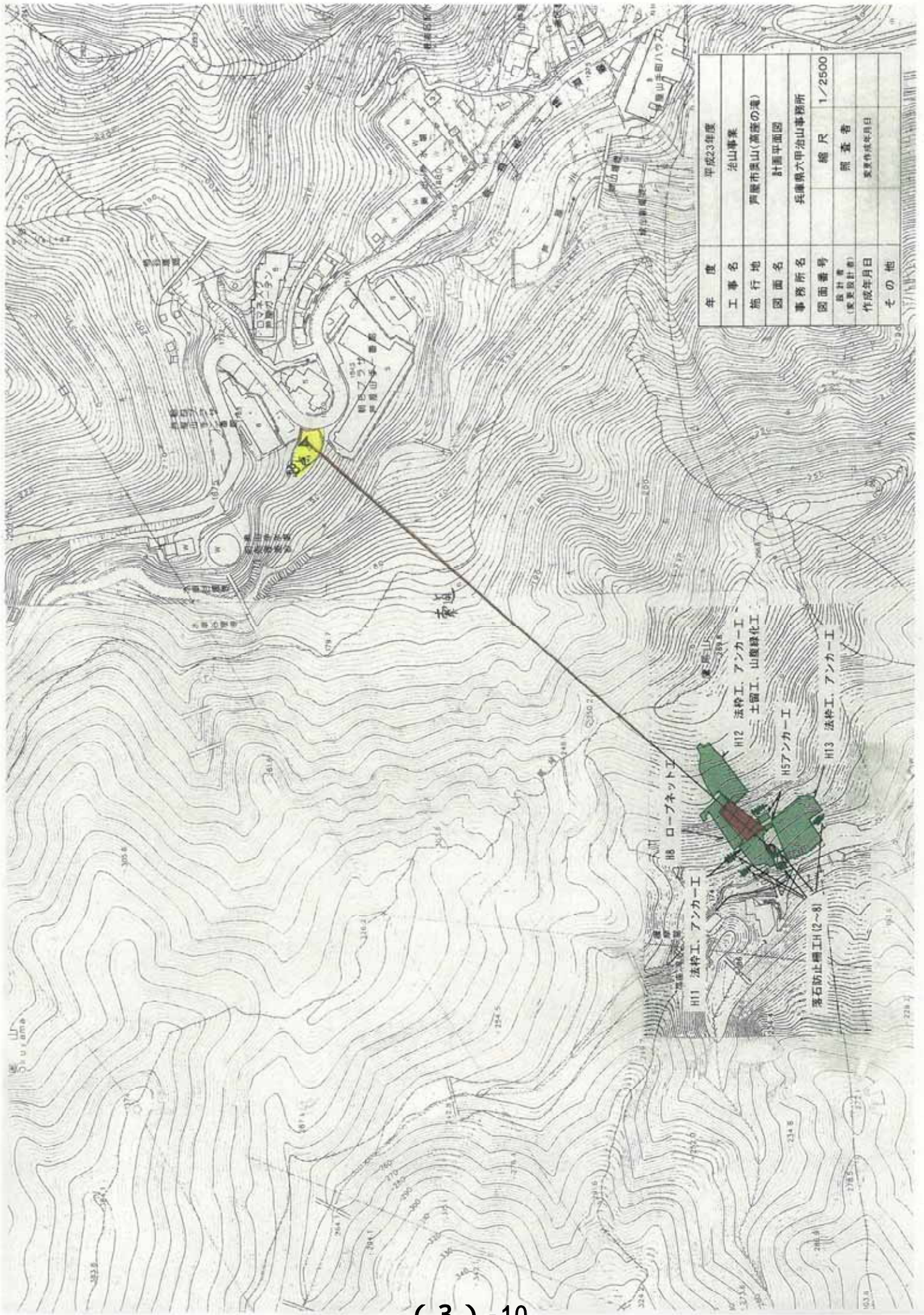
P1030338



P1030344



年度	平成23年度
工事名	治山事業
施行地	芦屋市奥山(高座の滝)
図面名	位置図
事務所名	兵庫県六甲治山事務所
図面番号	縮尺 1:25000
設計者 (変更設計者)	照査者
作成年月日	変更作成年月日
その他	



年度	平成23年度
工事名	治山事業
施行地	芦屋市栗山(高窪の滝)
図面名	計画平面図
事務所名	兵庫県六甲治山事務所
図面番号 (変更設計書)	総尺 1/2500
作成年月日	調査者
その他	変更作成年月日



DSCN9601



土 地 使 用 承 諾 書

所 在 地	地 目	土地台帳又は 見込面積(㎡)	工 事 期 間	使 用 目 的
芦屋市奥山1	保安林	114,866	H23.4~H24.7(工事 完成まで)	治山事業実施の ため
芦屋市奥山1-1		1,209,668		
芦屋市奥山1-237	山林	27,296.00 (奥山児童遊園 490.09) (下水道貸付地 1492.09)		
芦屋市奥山1-1635	山林	11,423		

上記の土地について、下記項目により使用を承諾します。

平成 年 月 日

兵庫県神戸県民局長 様

土地所有者

住 所

氏 名

1. 期間は工事施行上延長することがあっても異議ありません。
2. 施行地の権利を第三者に譲渡する場合は、各項の義務を承継させます。
3. 工事施行のため必要な土地の使用料は無償とします。
4. 工事施行地およびその付近の所有地内にある土砂、礫、芝、萱株等工事材料に使用できるものは無償で採取されても異議ありません。
5. 工事施行に必要な土地の形質の変更、支障木の除去は異議ありません。
6. 工事完成后、県が行う維持管理行為は異議ありません。